

災害時における交通誘導業務等に関する協定

山口県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人山口県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通誘導業務等の実施について、次のとおり協定を締結した。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

（災害の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、警察等の公共機関のみでは十分な対処ができない程度の大規模災害をいう。

（業務の内容）

第3条 この協定により甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 交通誘導に関する警備業務
- (2) 被災地における防犯パトロール、避難場所等の警戒活動警備業務
- (3) その他甲が必要であると認める警備業務

（出動要請）

第4条 甲は、災害の状況に応じ、乙に対し、日時、場所、業務内容、人員を指定して警備員の出動を要請するものとする。この場合において、出動期間については、甲乙間で別途協議するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受けたときは、その要請に従って業務を実施するよう努めるものとする。

（出動警備員等）

第6条 乙は、甲が別途指定する基準を満たす警備員の出動を警備業者に委託するものとする。

2 甲の要請に基づき出動した警備員（以下「出動警備員」という。）は、当該出動警備員が所属する警備業者の指揮に基づき、甲の要請する業務に従事するものとする。

（業務の解除）

第7条 甲は、要請した業務を解除するときは、乙に対し、文書によりその旨を連絡するものとする。

（業務費用の支払い等）

第8条 乙は、業務の終了後、甲に対して別途協議の上定める費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

(災害補償)

第9条 出動警備員が甲の要請に基づく業務の実施により災害を受けた場合の補償は、当該出動警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の負担)

第10条 甲の要請に基づく業務の実施により生じた損害は、出動警備員の使用者たる警備業者又は当該出動警備員が負担するものとする。

(訓練等)

第11条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、山口県等が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(補則)

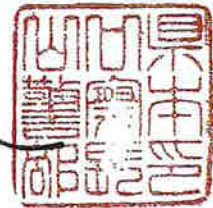
第12条 前各条に定めるもののほか、この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印をして各自1通を保有する。

平成9年6月5日

甲 山口県警察本部長

村田保史



乙 社団法人山口県警備業協会会長

水田忠明

